〇紀南地方老人福祉施設組合公告式条例

(平成17年2月9日) 条 例 第 1 号)

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成17年4月28日条例第4号 平成18年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 292条により準用する同法第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例に定めるところによる。

(条例の公布)

- 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行なう。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、 公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印をおさなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(施設組合の機関の定める規則及び規程の公表)

- 第5条 第2条の規定は、管理者を除く施設組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 第4条の規定は、管理者を除く施設組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第6条 規則又は施設組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則(平成17年2月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月28日条例第4号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月1日条例第2号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

別表

- 1 白浜町役場前掲示場
- 2 田辺市役所前掲示場
- 3 上富田町役場前掲示場
- 4 すさみ町役場前掲示場
- 5 串本町役場前掲示場